

傍 聴 要 領

岩手県一関保健所運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、協議会事務局の指示に従って会議の会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、検温後に先着順で行い、定員になり次第終了します。
なお、37.5℃以上の発熱、その他、特有の症状がある場合は、傍聴を御遠慮願います。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

会 議 開 催 案 内 (公 開)

岩手県一関保健所運営協議会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。

令和 2 年 7 月 29 日

岩手県一関保健所運営協議会

1 開催日時

令和 2 年 8 月 4 日 (火) 18時30分～19時30分

2 開催場所

一関市山目字前田13番地 1

一関保健センター 1 階 多目的ホール

3 議題

(1) 副会長の選出について

(2) 新型コロナウイルス感染症について

4 傍聴定員

5 人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しくください。

(2) 受付開始時間は、当日18時00分からです。

(3) 傍聴の受付は、検温後に先着順で行い、定員になり次第終了しますので、御了承願います。

なお、37.5℃以上の発熱、その他、特有の症状がある場合は、傍聴を御遠慮願います。

6 問い合わせ先

一関市竹山町 7 番 5 号

岩手県一関保健所 管理福祉課 Tel 0191-26-1415

7 Eメールアドレス

CC0005@pref.iwate.jp